

環廃対発第100319001号

平成22年3月19日

各都道府県知事 殿

環境省大臣官房

廃棄物・リサイクル対策部長

環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準の運用（焼却施設に
附帯されている灰溶融固化設備の財産処分）について

環境省所管の補助金等を受けて整備された一般廃棄物処理施設に係る財産処分については、「環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について（平成20年5月15日付け環企発第080515006号）（以下「承認基準通知」という。）」に基づき承認事務を行っているところであるが、今般、別添のとおり廃棄物処理施設整備費国庫補助金で整備された「焼却施設に附帯されている灰溶融固化設備の財産処分」についての取扱いを定めたので、御了知いただくとともに、貴管内市町村等関係者に対し、周知されるよう御配慮願いたい。

「焼却施設に附帯されている灰溶融固化設備の財産処分」についての取扱い

1 通知の背景

- (1) ダイオキシン対策の推進に伴う排出削減効果の発現（飛灰及び焼却灰のダイオキシン濃度の著しい低下）により溶融固化処理の必然性が低下していること。
- (2) 3Rの推進により最終処分場の残余年数が増加していること。
- (3) 温室効果ガスの削減は、我が国の環境政策の最重点課題の一つであり、灰溶融固化設備の廃止による燃料等の削減により温室効果ガスの削減へ寄与すること。

2 財産処分承認基準における適用

以下に示す「対象設備」及び「承認に必要な条件」に全て該当するものについては、承認基準通知の別添「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」の「第3 国庫納付に関する承認の基準」の1. の(1)のイ. の「(ア)市町村合併、地域再生等の施策に伴い、当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分であって、環境大臣等が適当であると個別に認めるもの」として取扱うこととする。

3 対象設備

廃棄物処理施設整備費国庫補助金を受けて焼却施設を整備するに当たり、灰溶融固化設備の設置を補助要件としていた、平成9年度から16年度に交付決定（採択）された焼却施設の灰溶融固化設備とする。

4 承認に必要な条件

ダイオキシン対策、最終処分場対策、地球温暖化対策等を勘案し、以下の(1)から(5)のすべてを満たす場合に承認することとする。

- (1) 焼却飛灰（ばいじん）は、特別管理一般廃棄物となるため、灰溶融固化設備の廃止に伴い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」の基準に基づき適切に収集、運搬、処分及び再生されること。

特に、処分及び再生に当たっては「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法」により、焼成処理、セメント固化、薬剤処理又は他の施設での溶融処理など、適切な方法で処分又は再生されること。

- (2) 焼却灰は、セメントや各種土木材料等としての再生利用又は他の施設で熔融処理することが適当であるが、やむを得ず埋立処分を行う場合は、維持管理基準等に適合すること。
- (3) 「廃棄物処理施設整備計画（平成20年3月25日閣議決定）」の重点目標等において、最終処分場の残余年数について15年分を維持することとされていることに鑑み、最終処分場の残存容量が、15年以上確保されていること。
- (4) 温室効果ガスの削減に寄与するため、灰熔融固化設備の廃止に伴う燃料等の削減量と、新たに発生する焼却飛灰及び焼却灰の収集、運搬、処分又は再生に伴う燃料等の増加量を試算した結果、CO₂の排出削減が客観的に明確であること。
- (5) 灰熔融固化設備の不具合を意図的に放置したために休止に至る等、灰熔融固化設備の運転に不適切な事態が生じていないこと。

5 承認の手続

灰熔融固化設備の財産処分を行う場合には、承認基準通知の別添「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」の「第2 承認の手続」に基づき、財産処分承認申請書を作成し、「4 承認に必要な条件」に掲げる項目について、関係資料を添付の上、環境大臣あて提出することにより、申請手続を行うこと。